

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
93	高齢者に対する在宅福祉サービスの支給に関する事務(ひとり暮らし高齢者実態調査) 基礎項目評価書【当初は特定個人情報を使用する予定で作成したが、事務開始当初から使用せず、平成28年11月9日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、高齢者に対する在宅福祉サービスの支給に関する事務(ひとり暮らし高齢者実態調査)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

平成29年2月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者に対する在宅福祉サービスの支給に関する事務(ひとり暮らし高齢者実態調査)
②事務の概要	<p>地域における見守り支援の中で、65歳以上の高齢者が実際にひとりで生活しているかどうかを民生委員が調査(調査基準日9月15日)し、その情報に基づき「ひとり暮らし高齢者福祉サービスの対象者」として把握する。</p> <p>住民票上は家族がいても、実質的に一定期間(おおむね6箇月)ひとりで生活している状況であれば認定対象とし(同一敷地や隣接地に親族がいる場合は、非該当となる場合がある。)、民生委員が調査を行う。当事務では次に掲げる業務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 民生委員からの提出される新規のひとり暮らし高齢者をひとり暮らし高齢者へ登録する。</li><li>2 ひとり暮らし登録を希望する高齢者の情報を民生委員に提供し、民生委員に実態調査を依頼する。</li><li>3 ひとり暮らし実態調査票の出力を行う。</li><li>4 ひとり暮らし実態調査票の出力にあたり、介護保険給付状況や住民票情報等の照会を行う。</li><li>5 ひとり暮らし実態調査票を通じて、ひとり暮らし高齢者台帳に登録されている高齢者を、民生委員へ情報提供を行う。</li><li>6 民生委員のひとり暮らし調査結果に基づく、ひとり暮らし高齢者台帳ファイルの登録・修正を行う。</li><li>7 統計資料(ひとり暮らし高齢者の実人数等)の作成を行う。</li></ol> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の業務で取扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>4 ひとり暮らし実態調査票の出力にあたり、介護保険給付状況や住民票情報等の照会を行う。</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1 福祉総合システム(ひとり暮らし高齢者実態調査)</li><li>2 介護保険システム</li><li>3 住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>4 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)</li><li>5 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)</li><li>6 中間サーバー</li><li>7 宛名管理システム</li><li>8 データ連携基盤(庁内連携システム)</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり暮らし高齢者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>1 番号法第9条第2項(利用範囲)</li><li>2 番号法第9条第2項に基づき市が定める条例(予定)</li></ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部長寿課
②所属長	長寿課長 高井 俊夫
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡崎市 福祉部 長寿課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡崎市 福祉部 長寿課 〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 0564-23-6147

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

